

青森県及び茨城県に納税地を有する法人の皆様へのお知らせ

この度の東日本大震災により被害を受けられました皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

今般、青森県及び茨城県の納税者の方につきましては、平成23年3月11日から平成23年7月28日までに期限が到来する国税の申告・納付等の期限が、平成23年7月29日（金）となりました。

個別の申請による延長

- この度の震災の影響により、延長期日以降であっても、引き続き、申告・納付等ができない場合には、申告・納付等の期限延長が認められますので、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出していただきますようお願いします。
- なお、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」につきましては、e-Taxにおいても送信可能となっています。

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例

- 法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額を、前2年以内に開始する事業年度の所得金額に繰り戻して法人税額の還付請求をすることができます。
- 還付請求をする場合には、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」に必要事項を記載の上、震災欠損事業年度の確定申告書等と併せて税務署に提出していただく必要があります。

申告期限の延長に伴う法人税及び消費税の 予定（中間）申告書の提出に係る特例

- 震災に係る国税通則法第 11 条の規定による申告期限の延長に伴い、法人税及び消費税の中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出は必要ありません。

（注）平成 23 年 5 月決算法人のうち、課税期間の末日が平成 23 年 5 月 30 日及び平成 23 年 5 月 31 日である法人の場合、消費税の中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限は次のとおり、同一の日となりませんので、それぞれの期限までに中間申告、確定申告が必要となります。

	中間申告対象期間	申告・納付期限
年 11 回中間申告	1 月、2 月、3 月、4 月分	平成 23 年 7 月 29 日（金）
年 3 回中間申告	12 月～2 月分（3 回目）	
確定申告	平成 23 年 5 月 30 日決算 及び平成 23 年 5 月 31 日決算	平成 23 年 8 月 1 日（月）

納税の猶予

- 震災により、財産に相当な損失を受けた場合や国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

《参 考》

平成 23 年 5 月決算法人のうち、事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に確定申告書を提出される法人の皆様につきましては、その事業年度終了の日によりまして、申告・納付等の期限が次のとおりとなりますので、確定申告書の提出に当たってはご注意ください。

事業年度終了の日	申告・納付等の期限
平成 23 年 5 月 1 日 ～ 平成 23 年 5 月 29 日	平成 23 年 7 月 29 日（金）
平成 23 年 5 月 30 日 及び 平成 23 年 5 月 31 日	平成 23 年 8 月 1 日（月）

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）。
- その他の震災特例法の内容や震災に伴う税務上の取扱いについては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。